

司法書士総合相談センター

司法書士が お役に立ちます。

暮らしの法律トラブルの相談。
クレジット・サラ金等の借金の相談。
不動産の権利に関わること。
事業・会社に関わること。
その他、司法書士にできること。

お気軽に
ご相談下さい。



フクロッポウ

大阪司法書士会

くらしの法律トラブルの相談

●パート先を突然解雇されてしまった



●給料・アルバイト代が未払になっている



●賃貸人(家主)が敷金／保証金を返還してくれない

●賃借人(借主)が地代、家賃を支払ってくれない



●交通事故に遭ってしまった、交通事故を起こしてしまった



●マンションの階上の住民のたてる騒音がうるさい

●離婚をしたいとおもっている

●訪問販売でリフォーム工事を契約したが解約したい

●キャッチセールスでエステの契約を結んだが、やっぱりやめたい

●インターネットオークションで商品を購入したが、商品が送られてこない

解説

Point



司法書士(簡裁代理権認定司法書士)は、一定の範囲の金額(140万円)に関する紛争については、依頼者を代理し、相手方と交渉を行ったり、簡易裁判所で訴訟活動(訴訟、和解、調停)を行うことができます。

司法書士は、依頼者のために簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所、家庭裁判所及び最高裁判所に提出する書類を作成することにより、本人訴訟を支援することができます。

司法書士は、大阪府下様々な場所で活動をしています。

あなたの身の回りで困ったことが生じたら、いつでもご相談ください。



Column

簡裁代理認定司法書士に可能な業務



弁護する「簡裁訴訟代理」

あなたに代わって、簡易裁判所の法廷に出廷し、弁論をします。

調停に臨む「民事調停代理」

一定の事件につき、あなたと共に相手方との調停の場に臨みます。

相談を受ける「法律相談業務」

簡易裁判所の民事訴訟事件等について法律相談を受けます。

和解する「裁判外の和解代理」

裁判外でも一定の事件について、あなたを代理し相手方との和解交渉を行います。

執行する「少額訴訟債権執行」

あなたに代わって、少額訴訟手続の代理をし、その後の強制執行手続を代理します。

法務大臣の簡裁代理認定を受けた司法書士とは

一定の研修を終了した後に、「簡裁訴訟代理認定検査」を受験し、法務大臣からの認定を受けた者です。簡裁代理認定司法書士は、一定の範囲の簡易裁判所の管轄の民事事件では、弁護士とならんで、本人を代理することができます。平成20年5月末時点で、大阪司法書士会には1,322名あります。



不動産の権利にかかること



- 自宅を贈与したいがその手続がわからない
- マイホームの購入を計画しているが、不動産取引で注意することを知りたい
- 土地を借りたいと申し入れられているが、借地借家法の仕組みが知りたい
- 相続により不動産の名義を替えたい



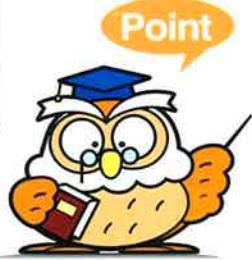
解説

マイホームを買った（買うことに決めた）。親からマンションをもらった。親の不動産を相続した。ローンを返済し終わった。お金を貸して不動産を担保に入れてもらった。等々、不動産に関わることは権利の問題として私たちの前に現れます。

こんな時、あなたの権利を他の人に主張する（法律的には「対抗」といいます）には、権利を記録して他人が見ても権利関係がわかる（これを「不動産登記」といいます）ようにしなければなりません。

また、不動産に関する権利を理解し判断するには、民法、借地借家法、マンション法、都市計画法、建築基準法関係など様々な法律、制度の正確な知識と理解が必要です。

司法書士は、不動産登記手続の専門家として不動産取引に関与してきました。不動産の登記手続・権利に関わる問題ならいつでもお気軽にご相談下さい。



その他、司法書士にできること…

隣地との筆界をはっきりさせたい→“筆界特定制度における代理人として”

お隣の土地との筆界が明らかでないときには、これまでお隣同士で裁判をしなければなりませんでしたが、法務局に筆界特定の申請をすることによって、正しい筆界を迅速に特定できるようになりました。（筆界特定制度）

司法書士は、筆界特定申請の代理人として、その手続を行います。

日本国籍を取得して日本人になりたい→“帰化申請手続をサポートします”

日本で生まれ育った在日外国人の方や、留学や就職などで日本に来て、そのまま永住を希望される外国人の方は多くいらっしゃいます。

そのような方達が日本国籍を取得するためには、法務局を窓口とする帰化申請手続を行うことになります。司法書士は帰化申請に関する様々な書類作成やアドバイスを行い、帰化申請手続をサポートします。

賃主が家賃を受け取ってくれないが、どうすれば?→“供託手続に於ける代理人として”

供託とは、法律の規定により金銭や有価証券等を国家機関である供託所に提出して、管理をまかせ、最終的にはその財産を相手に受け取らせる事によって、一定の法律上の目的を達成するための制度です。

例えば、地主・家主と地代・家賃について争いがあり、受け取りを拒否されている場合、受取人が行方不明の場合、同一の債権について異なる債権者から同時に支払い請求を受けて誰に払ってよいか分からない場合などに供託が認められます。こんな時、司法書士は代理人として、一連の手続をします。

クレジット・サラ金等の借金の相談



- クレジット会社や消費者金融に対する支払いが苦しくなってきた
大変なことになる前に何とかしたい
- 多重債務に陥ってしまい、月末の支払いができない
自営をしているので、商売を続けながら、債務を整理したい
- 失業のため住宅ローンを延滞し、消費者金融から借金をしている
住宅を手放さないで、生活の立て直しをしたい
- 利息制限法に違反する利息を長年支払い続けたようだ
払いすぎた利息を取り戻したい
- 貸金業者から借金を支払えと訴えられてしまった
これまでずっとまじめにこつこつ支払ってきたのに、どうすれば良いんだろう



解説

多重債務の問題を解決するには、任意整理、特定調停、個人債務者再生、自己破産と様々な方法、手段があります。各手続には、それぞれメリットとデメリットがあります。

どの手続を選択すべきかは、あなたの家族状況、これから収入、資産内容、負債の総額、債権者の数、債権者の属性（銀行か、クレジット会社か、消費者金融か、ヤミ金か）、取引履歴の内容、生活設計等を考えて選択することになります。そのためには、これらの各方法に精通し債務整理について経験を積んでいる法律専門家に相談をする必要があります。



人は、いったん、払いきれない債務を抱えたとしても、それでも生きていかなければなりません。さまざまな理由、原因により多額の借金・債務を抱えてしまい、その支払いに万一行き詰ったとしても諦める必要はありません。

**債務を抱えた人が、債務を法的に整理し、再出発を図るには、
その人にあった解決方法が必ずありますから、ご相談ください。**

Column

多重債務整理における 司法書士の代理権の範囲とは？



簡易裁判所の事物管轄である140万円以下という訴額は、必ずしも債務額ではありません。

訴額は、直接にもたらされる経済的利益を客観的かつ金銭的に評価する方法によって算定されます。

たとえば、債務額が140万円を超えていても、債権者との間で分割弁済をもとめる場合などには司法書士が代理できるケースもあります。



事業・会社に関わること



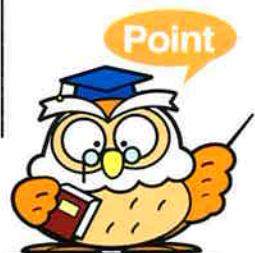
- 新しく会社を作りたい
- 会社の組織を見直したい
- 取引先に新株を発行したい
- 有限会社はどうなるんだろう
- 会社の代表者を務めてきたが、親族に事業を譲りたい
- 売却した商品の代金を買主が支払ってくれない
- 取引先にお金を融通したが期限に返済をしてくれない
- 従業員が会社の売上金を使い込んでしまった



解説

「今の事業を会社にしたい。どんな会社があるの」、「株式会社にしたいけど、資本金とか株式ってどういう意味」、「役員はどういう基準で選ぶの」、「設立手続はどうするの」などの事業を会社にするときの疑問。

「業績が好調なので取引先に出資してもらう」、「今の事業の採算部門を分割して別の会社にしたい」、「関連会社を統合したい」、「ずっと赤字なので事業をやめて会社を閉鎖したい」、「誰かに経営を任せたいが、会社の支配権だけは残したい」などの会社成立後の問題。事業にまつわる疑問や問題も複雑多岐にわたっています。



こんなとき、あなたの疑問にお答えし、最終的に登記が必要なものは手続をしてあなたの事業や会社を守る手助けをするのが司法書士です。登記が必要かどうかに関わらずお気軽にご相談下さい。



Column

法律扶助制度



Q. 司法書士に依頼をした民事事件について法律扶助の利用ができますか？

A. 司法書士が依頼を受けて処理をする民事訴訟事件、自己破産申立事件、個人再生手続申立事件等は、一定の要件のもとで代理援助もしくは、書類作成援助の対象となります。

民事法律扶助の適用がある場合には、司法書士報酬等は、日本司法支援センター(法テラス)が立て替えて支払いを行います。報酬等の額は法テラスで基準が定められており、依頼者の負担が軽くなるよう配慮されています。

法律扶助を受けた方は、法テラスに対し分割で償還をしていくことになります。法律扶助制度の概要、援助申込手続等については担当司法書士にご相談ください。



司法書士の紹介・相談センターでの相談のご予約・お問合せは… (お問い合わせは、平日午前10時から午後4時まで)

(お問い合わせは、平日午前10時から午後4時まで)

 06-6943-6099

司法書士のご紹介

市民の方に司法書士をお電話で紹介することができます（司法書士事務所での相談は原則有料となります）。紹介を希望する司法書士の条件をお伝えください。司法書士総合相談センターでは、ご相談者に司法書士を紹介する制度があります。



司法書士総合相談センター来所相談

大阪府下の2箇所の相談センターで、無料相談を行っています。(完全予約制)

司法書士総合相談センター北



大阪市北区西天満4丁目7番1号 北ビル1号館2階202号室
大阪地方裁判所北門向かい 赤レンガ色のビル2階

相談日時 每週月曜日～金曜日

午後1時30分から午後4時30分まで
完全予約制

相談時間 1組 40分

相談料無料



地下鉄 御堂筋線「淀屋橋」駅 ①番出口徒歩10分
地下鉄 谷町線・堺筋線「南森町」駅 ②番出口徒歩10分
JR東西線「大阪天満宮」駅 ②番出口徒歩10分
京阪中之島線 なにわ橋駅 ①番出口 徒歩7分
京阪中之島線 大江橋駅 ⑤番出口 徒歩7分

司法書士総合相談センター堺



堺市堺区新町3番4号 定久司法ビル2階

大阪法務局堺支局向かい

相談日時 每週月曜日～金曜日

**午後1時30分から午後4時30分まで
完全予約制**

相談時間 1組 40分

相談料無料



南海高野駅「堺東駅」徒歩7分

司法書士総合相談センターは、日本司法支援センター「法テラス」の連携機関です。

法テラスコールセンター 一般相談 ☎ 0570-078374 犯罪被害者相談 ☎ 0570-079714

大阪司法書士会

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号

